

環境基本計画改訂版(素案)への 意見を募集しています

平成28年3月に「第2次那須町環境基本計画」を策定しましたが、計画の中間年度にあたり、新たな環境問題の発生や社会経済情勢の変化に対応するため、計画の見直しを進めています。計画改訂版(素案)に対する意見をお寄せください。

▼計画改訂版の概要 環境の現状と課題、主な事業、環境目標の指標を中心に見直しを行っています。

▼意見を提出できる方 ①町民、②町内に事務所、事業所を有する個人・法人、③町内在勤者、④町内在学者、⑤町に対し納税義務を有する個人・法人、⑥本計画に利害関係を有する方

▼募集期限 6月1日(月)～(6月1日の消印有効)

▼閲覧場所

①窓口 役場本庁環境課(土日祝日を除く午前8時30分～午後5時)

②町ホームページ

▼意見の提出方法 閲覧場所①の

2020年工業統計調査を実施します

工業統計調査は、わが国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は、中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用されます。調査時点は6月1日

窓口またはファクシミリ、電子メールおよび郵送のいずれかの方法で、「意見用紙」を提出してください。

※「意見用紙」は閲覧窓口に備えて付けてあるほか、町ホームページからもダウンロードできます。

※電話、口頭による意見の受け付けはできません。

※個人情報情報は目的以外には使用しません。

※提出された書類は返却できません。

▼意見の公表 提出された意見は、内容を整理して町ホームページで公表します。

※個々の意見に対して直接回答はしませんのでご了承ください。

※本件に直接関係がない意見には、町の考え方は示しません。

▼意見提出先・問合せ 環境課環境保全係

☎(7)6916 Fax(7)6941

✉kankyo@townnsu.lg.jp 〒329-3292

那須町大字寺子丙3-13

です。調査票への回答をお願いします。

※同時に実施している経済構造実態調査の対象事業所・企業等は、両調査に回答をお願いします。

▼問合せ 企画財政課総合政策係

☎(7)6906

児童手当の手続きをお願いします

児童手当は、中学校修了前までの児童を養育している方に支給する手当です。

○すでに受給している方

児童手当を受給している方は、毎年6月中旬に「児童手当現況届」の提出が必要です。対象の方には、6月上旬に通知を郵送しますので、必要事項を記入の上、提出してください。現況届の提出が遅れると6月分以降の手当が支給されない場合があります。

○新たに申請する方

お子さんが生まれたり、他市区町村からの転入等で、新たに児童手当を受給する場合には、児童手当の認定請求(申請)が必要です。認定請求は、出生や転入した日の翌日から15日以内に申請してください。申請が遅れると、手当の支給が遅れる場合があります。

▼認定請求(申請)に必要なもの

- ・印かん
- ・預金通帳(請求者本人のもの)
- ・請求者と配偶者の個人番号が分かるもの(マイナンバーカード、通知カード等)
- ・請求者の本人確認書類(運転免許証等)

・健康保険被保険者証(厚生年金に加入している方)

※その他にも状況により、必要なものがありますので、詳しくは、お問い合わせください。

▼手当の月額(児童1人につき)

・3歳未満 1万5千円

・3歳以上小学校修了前 1万円

(第3子以降 1万5千円)

・中学生 1万円

※受給者の所得が一定額以上の場合は特例給付(児童1人につき、一律5千円)を支給します。

▼手当の支給日(原則)

毎年6月、10月、2月の10日

※支払月の前月分までの手当を支給します。

○寄付ができます

児童手当の全部または一部の支給を受けずに、子どもの健やかな成長を支援するために役立てて欲しいという場合には、町に寄付することができます。気軽に相談ください。

▼受付窓口 住民生活課、各支所

▼問合せ 住民生活課戸籍住民係

☎(7)6908

☎(7)6908

☎(7)6908

☎(7)6908

☎(7)6908

☎(7)6908

☎(7)6908

☎(7)6908

☎(7)6908

☎(7)6908

